

平成30年3月13日

法務省民事局民事第二課 御中

京都司法書士会

会長 山口 基 樹

法定相続情報証明制度の利用範囲の拡大に係る法定相続情報一覧図  
の記載内容等の見直しに関する意見書

## 第1 意見の趣旨

- 1 当会は、見直しの趣旨たる『法定相続情報証明制度の利用範囲を拡大すること』につき、賛成する。
- 2 具体的方策(案)(1)の被相続人の子の記載につき、「子」から「長男」、「長女」、「養子」等、戸籍に記載される続柄の記載に変更することにつき、条件付で賛成する。
- 3 具体的方策(案)(2)の申出人の任意により、被相続人の本籍を記載することができるようになることにつき、賛成する。
- 4 具体的方策(案)(3)の法定相続情報一覧図に相続人の住所が記載されている場合に、当該書面をもって相続人の住所を証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した情報として取り扱うことに賛成する。

## 第2 意見の理由

### 1 意見の趣旨1について

現在、我が国の相続手続のほぼ全ての局面において、被相続人の出生から死亡までの戸除籍謄抄本等及び相続人全員の戸籍謄抄本等が要求されるが、金融機関や法務局でも、すぐに確認を済ませることができず、少なくとも数日間は戸除籍謄抄本等を預け、原本を返却してもらうことを繰り返す状況にあり、一切の相続手続が完了するまでに非常に時間がかかるため、国民にとって大きな負担となっている。また、戸除籍謄抄本等の原本の提

出を要求する機関もあり、相続関係が複雑な場合には、同一の戸除籍謄抄本等を複数通取得することになり、費用負担も重い。法定相続情報一覧図の利用範囲が広がることで、各機関での相続関係の確認作業が早まり、また費用負担も軽減されることになれば、国民にとって有益であるといえる。

しかし一方で、法定相続情報一覧図は、戸籍記載事項の情報をまとめたものであることから、個人情報保護の観点からは、必要最小限の記載にとどめる必要がある。そのため、利用範囲の拡大に当たっては、各機関(金融機関、証券会社、法務局、税務署、裁判所等)ごとに必要最小限の情報を提供することし、当該機関にとって必ずしも必要でない情報については、記載しないという配慮が求められる。

したがって、法定相続情報証明制度の利用範囲の拡大の方向としては、法定相続情報一覧図に多くの情報を記載する方向で改正するのではなく、各機関ごとに、必要最小限のものとして、様式の多様化を認める方向で改正されなければならないと考える。

なお、様式の多様化を認めることは国民にとって、本制度が分かりにくいものになってしまうことも考えられる。しかし、どのような場合にどのような法定相続情報一覧図を作成することが取扱機関に求められるのかを周知することで、混乱は最小限のものとなるはずであり、場合によっては、司法書士等の専門家の活用も検討されなければならない。そのようにして、個人情報保護とのバランスを図っていくべきである。

## 2 意見の趣旨2について

例えば、税務署の手続きにおいては、相続税の基礎控除の確認のためには、相続人が実子・養子であるかの情報が必要となる。そのため、具体的方策(案)(1)の被相続人の子の記載につき、「子」から「長男」、「長女」、「養子」等戸籍に記載されている続柄の記載に合わせた取扱を認める必要がある。

しかし、戸籍の性別はセンシティブな情報であるともいえ、現行の「子」という表記で利用が認められている金融機関等の取扱まで変更する必要はないものとする。そのため、現行の取扱も認めつつ、今回の記載案についても認める内容で改正されるべきである。

3 意見の趣旨3について

法定相続情報一覧図に本籍の記載が必要とする機関があるのであれば、当該機関において法定相続情報一覧図の利用を可能とするために、本籍の記載を任意で認めるとすることには理由があり、賛成する。

4 意見の趣旨4について

法定相続情報一覧図に相続人の住所が記載されているということは、登記官において、住所を証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した情報を基に住所が確認されているわけであり、これに加え、さらに同情報を求めることは、過重な負担を求めるものであるので、具体的方策(案)(3)のとおり改正することに賛成する。

以上